

議案第61号

大口町これからの地域づくり検討委員会設置条例の制定について

大口町これからの地域づくり検討委員会設置条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年9月3日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、これまで取り組んできた住民と行政の協働によるまちづくりを継承し、更なる「自立と共助のまちづくり」の実現を目指すため、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町これからの地域づくり検討委員会設置条例

(設置)

第1条 大口町がこれまで取り組んできた住民と行政の協働によるまちづくりを継承し、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号。以下「基本条例」という。）に基づいた「自立と共助のまちづくり」の更なる実現を目指すことについて必要な事項を協議するため、大口町これからの地域づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行政区と地域自治組織の役割に関すること。
- (2) 区長への依頼事項の見直しに関すること。
- (3) 行政区交付金制度のあり方に関すること。
- (4) 基本条例附則第2項第3号に規定する事項に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員11人以内で組織する。

2 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区長経験者
- (2) 地域自治組織関係者
- (3) 町職員
- (4) その他町長が必要と認める者

3 前項に定める委員のほか、地域づくりに識見を有し検討委員会に助言するアドバイザーを委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、会議において必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域協働部地域協働課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
(大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表まちづくり活動促進委員会委員の項の次に次のように加える。

これからの地域づくり 検討委員会委員	1回 5,900円	〃
-----------------------	-----------	---

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
まちづくり活動促進委員会委員	1回 5,900円	〃	まちづくり活動促進委員会委員	1回 5,900円	〃
これからの地域づくり検討委員会委員	1回 5,900円	〃	都市計画審議会委員	1回 5,900円	〃
略	略	略	略	略	略
都市計画審議会委員	1回 5,900円	〃	備考 略		
略	略	略			
備考 略					

制 定 要 旨

1 設置の目的

平成12年4月、国は、各地方公共団体が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開することを期待して「地方分権一括法」（平成11年法律第87号）を施行しました。

それ以降本町は、地方分権時代を見据え、いち早く「住民の参画と参加のまちづくり」に取り組み、積極的に行政情報を公開し、行政と住民やNPO・企業などが力を合わせた協働のまちづくりを進めてきました。

そして平成21年には、住民が自治の主権者であることを明らかにし、大口町の発展と住民福祉の向上を目指すため「大口町まちづくり基本条例」（平成21年大口町条例第13号）を制定し、住民と行政の協働によるまちづくりの規範を示すなど、着実に分権時代のまちづくりに取り組んできました。

その結果、平成25年には地域の課題に自主的かつ柔軟に対応するための公共的組織として、おおむね小学校区を単位とした地域自治組織が設立され、活動を始めています。

本町がこれまで進めてきた、持続可能で将来世代に負担を残さない「自立と共助のまちづくり」を更に進め、新たな地域課題に対応し、安心して暮らすことのできる地域であり続けるためには、行政と地域のあり方や役割、地域課題解決の手段について今一度整理し、検討する時期にきていることから「大口町これからの地域づくり検討委員会」を設置します。

2 概要

(1) 構成員

区長経験者	4人
地域自治組織関係者	4人
町職員	2～3人

(2) アドバイサー

識見を有する者 1人以上

(3) 開催回数及び任期

開催回数 概ね月1回

任期 2年

3 具体的な検討内容

(1) 行政区と地域自治組織がこれから担うべき役割を整理

(2) 町からの区長への依頼事項等の見直し及び整理

(3) 行政区交付金のあり方について検討

(4) 大口町まちづくり基本条例附則第2項第3号に規定する「権限と財源を地域自治組織に委ねること」について、その内容と方法を検討

4 施行期日

平成30年10月1日から施行します。